

広島県告示第 766 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 22 条の規定によって、
公有水面埋立ての^{しゅん}竣功を次のとおり認可した。

平成 21 年 8 月 20 日

鮎崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

1 ^{しゅん}竣功認可年月日

平成 21 年 8 月 12 日

2 ^{しゅん}竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

豊田郡大崎上島町 6625 番 1 号

大崎上島町

(2) 代表者の氏名

大崎上島町長 藤 原 正 孝

3 埋立区域

(1) 位置

豊田郡大崎上島町東野字咽口 634 番 76 の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結んだ線により囲まれた区域。

①の地点	豊田郡大崎上島町の国土地理院三等三角点「馬島」（北緯 34 度 17 分 13 秒 4469, 東経 132 度 55 分 8 秒 0651, 標高 159.19m)から		
		154 度 00 分 58 秒	940.26m の地点
②の地点	①の地点から	319 度 10 分 06 秒	24.96m の地点
③の地点	②の地点から	49 度 09 分 40 秒	48.05m の地点
④の地点	③の地点から	139 度 13 分 15 秒	24.79m の地点
⑤の地点	④の地点から	228 度 39 分 45 秒	4.31m の地点
⑥の地点	⑤の地点から	228 度 31 分 31 秒	20.90m の地点

(3) 面積

1,199.11 平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成 19 年 4 月 5 日 広島県告示第 424 号

（平成 19 年 3 月 28 日付け指令港管第 172 号で免許）

5 法第 22 条第 3 項の市町名

大崎上島町